

第3回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会 議事録

日時	令和2年12月14日（月）午後3時30分～午後5時00分
場所	磐田市役所本庁舎4階 大会議室
出席状況	<p>委員</p> <p>日詰 一幸（静岡大学人文社会科学部長）</p> <p>村上 勇夫（磐田市自治会連合会会長）</p> <p>杉浦 聖（磐田市自治会連合会副会長）</p> <p>藤田 允（竜洋住みよいまちづくり協議会会長）</p> <p>青野 博美（豊岡中央地域づくり協議会会長）</p> <p>三輪 邦子（NPO 法人磐田まちづくりネットワーク代表理事）</p> <p>村田 建三（NPO 法人いきいき・いわた理事長）</p> <p>阿部 俊典（公募委員）</p> <p>飯田 佳一（公募委員）</p> <p>吉添 繁雄（南交流センターセンター長）</p> <p>松下 享（磐田市自治市民部長）</p> <p>事務局</p> <p>地域づくり応援課：平谷理事、磯部課長、池田主査、藤田主任、伊藤主任保健師、川瀬主事補</p>
傍聴者	1人
議事内容	<p>1. 条例案について</p> <p>2. 条例名について</p> <p>3. その他（意見交換）</p>
録音の有無	有
発言者の記録	要点記録
会議記録	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ （委員長）</p> <p>皆様こんにちは。今日は寒い風が吹いています。15時30分からという変則日程で申し訳ございません。コロナの終息が見えず不安な毎日を過ごしている</p>

ことと思います。今年もあと 2 週間となりましたが、国の分科会から年末年始は静かにお過ごしくださいと方針が出ています。最近では zoom での会議も当たり前になってきましたが、今回のように集まって話ができることを嬉しく思います。このような状況ですが、3密を避けて対面で会議ができることは素晴らしいことだと思います。早くコロナが終息し、地域の盛り上がりが出てくることを願っています。

### 3 議事

#### ① 条例案について

(事務局)

資料に沿って説明しますので、説明後皆様からご意見をいただければと思います。なお、旧条例との変更点は、新旧対照表にてご確認をお願いします。まずは修正をお願いします。解説書の 6 ページ、第 4 条「市の役割」を「市の責務」へ変更をお願いします。1 枚資料、下から 3 行目、「市民の責務」を「市の責務」へ変更をお願いします。

〔事務局説明；資料 2 『(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例素案について』、資料 3 『新旧対照表』、資料 4 『条例素案解説書』のとおり〕

(委員長)

事務局から新規で 6、7、11 条を盛り込んだ旨の説明がありました。資料 4 『条例素案解説書』の各条文を見ていきたいと思います。まずは前文から意見交換ができればと思います。

(委員)

感想になります。現行の条例を作る時はイメージするのが難しく言葉が出てこなかったことを覚えています。今回は課題が分かった中での前文になるので、分かりやすくなった気がします。

(委員長)

他にはありませんでしょうか。もしお気づきの点があったらお願いします。

(委員)

1 P の 4 行目、役員の高齢化や担い手不足の部分ですが、役員に限っていいでしょうか。

(委員長)

全国的な流れとして、自治会や市民活動団体が人口減少、少子高齢化の課題を抱えています。このあたり、役員だけでいいでしょうか。

(事務局)

現状見ていると、確かに役員だけでなく地域活動に携わる人が高齢化しているので、修正をかけていきたいと思います。

(委員長)

他にご意見がありましたら、後程でも大丈夫です。

では、第1条でご意見はいかがですか。

(委員)

先ほど事務局から説明があった通り、市の責務と書いてあるのでこのままでいいのではないのでしょうか。市民自治という言葉も入っていいと思います。

(委員長)

第2条で気になるところ、修正した方がいいところがありますでしょうか。

(委員)

(6)の地域づくり協議会の定義ですが、持続可能という言葉は必要か。

(委員長)

持続可能となる体制作りというところは、永く安定的にという意味だと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

前回意見をいただいて入れた部分になるので、必要であれば修正をかけます。

(委員)

持続可能となる体制作りという言葉には、今後もずっとという意味が込められていると思いますので、いいと思います。

(委員長)

この部分がフィットするかどうかという意味で、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

将来にわたってという意味合いの言葉は使っていければと思っています。

(委員長)

表現を再検討して頂ければと思います。では、第3条はいかがでしょうか。

(委員)

基本理念のところ難しい言葉が並んでいたが、前回に比べて分かりやすくなりました。

(委員長)

新旧対照表を見て頂けると変わった部分を理解していただけます。では第3条はいいということで、第4条市の責務という言葉が入ったということですが、ご意見ありますでしょうか。

(委員)

この言葉に市の姿勢を感じたので、期待したいと思います。

(委員長)

第5条のところに「努める」とあります。この部分をもう少し強く言った方がいいという意見があるかもしれませんが、いかがでしょうか。

(委員)

構成上、3だけ「市民は」といった主語がないのが気になりました。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

特段意味はありませんので、「市民は」と入れさせていただきます。

(委員長)

他にご意見ありませんか。それでは、第6条新規に入ったものですがいかがでしょうか。

(委員)

自治会には相互互助の気持ち大切だと思うので、その言葉を入れなくていいでしょうか。

(委員長)

交流と親睦だけでなく、互助という部分はいかがでしょう。

(事務局)

区域での活動の部分に互助の意味合いを含めていますが、分かりにくいようでしたら検討します。

(委員長)

解説の中に入れていくか、互助共助という部分を明確に書いていくか、どうでしょうか。

(委員)

自治会として互助は入れて頂ければと思います。

(委員長)

事務局で工夫して頂ければと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

6条の3ですが、5条に努めるものとするがありますが、整合性はとれていますか。

(事務局)

地域づくり協議会を構成する団体としてというところで、自治会を含むとご理解いただければと思います。

(委員長)

市民が自治会活動に参加するという部分は第5条に規定されているが、それを受けて第6条が成り立つということで、含みこむという理解を頂ければと思います。この辺りは解説の部分で丁寧に書いていただければと思います。

(事務局)

解説の中でも書いていきますが、図なども用いてわかりやすくしていきたいと思っています。

(委員長)

図にさせていただくとわかりやすくなると思います。他にいかがでしょうか。それでは、第7条も新規に入れたものですがいかがでしょうか。

(委員)

今まで「地区」という言葉を使ってきた。「地域」という単語を見るが、実際は地域の中に地区があるイメージだが、今後どうなっていくでしょうか。

(事務局)

「地区」という言葉は自治会連合会の 29 の地区、「地域」は 23 の地域づくり協議会のイメージがあると思います。指示系統が 2 つあるということで分かりにくいというご意見を頂いているので、組織を含めて話し合っているということで、ご理解いただければと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。他はございますか。

(委員)

地域というのは、単位自治会を越えてという説明があると理解できたと思いました。

(委員長)

地域や地区という言葉の単位がわかりにくいのかなと感じますので、事務局いかがでしょう。

(事務局)

おっしゃるとおり、概ね小学校区を地域と定義していますので、そういったご理解で大丈夫です。解説で丁寧に説明していきたいと思います。

(委員長)

委員よろしいでしょうか。では、事務局は解説を丁寧にしていって頂ければと思います。他にございませんか。

(委員)

地域づくり協議会や交流センターができたときに問題になったかもしれませんが、小学校区単位と中学校区単位のところがある。将来的にどちらかになることも考えておいたほうがいいのかと思う。

(事務局)

今までの歴史的な背景が理由で小学校区、中学校区のところがある。人口が減少していく中で、中学校区は 1 つのキーだと思っている。5 年後、10 年後を見据えたときに、その考え方をしていかなければいけないと認識しています。

(委員)

わかりました。

(委員)

将来的に中学校区を目指していると、条例に入れることは難しいですか。

(事務局)

お気持ちは理解できます。

(委員)

地区から地域づくりに変更したということがわかりやすくなると思う。

(事務局)

連合会の組織の話をしているときに議論に出ていますので、中学校区が今後キーになると思っています。現時点でここに記載していくのは、地域の理解も必要なので時期尚早かなという気がします。

(委員)

地域の特性もありますが、隣の小学校区同士で似ている部分などが出てくると思う。連合会の課題も大きいと察しますがどうですか。

(事務局)

学府一体校との調整もあるので、議論をしながら進めていければと思います。

(委員長)

将来的には中学校区ということ視野に入れてということで、ご理解いただければと思います。では、第8条はいかがでしょうか。

(委員)

市民活動団体の役割の2の解説の「等」の中には自治会や地域づくり協議会が入っていると読みとればいいが、他はどうでしょうか。条例本文に入れ込んだ方がいいでしょうか。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。詳しく書いた方がいいのではないかという意見があるのは当然ですが、市の法規等とも調整して表現をして頂ければと思います。

(委員)

この文言だけでいうと、どのように自治会や地域づくり協議会と関わっていけばいいか悩む部分もあると思います。

(事務局)

解説に市民活動センターの今の取り組みなども入れていければと思います。

(委員長)

それでは次に第9条、いかがでしょうか。

無いようですので、10条はいかがでしょうか。

(委員)

よりわかりやすく追加してくれたところが良かったと思います。

(委員長)

具体的にわかりやすくなっていますね、他にはございますか。それでは、11条新しくはいったところで、ご意見はありますでしょうか。

(委員)

自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体とありますが、市も入れたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

第10条の4に市としての人材育成の取り組みを載せてあったので、ここには載せませんでした、こちらの方がいいでしょうか。

(委員長)

ここは解説にもう少し書き加えていただいて、11条は市以外のところを記載していることを理解頂ければと思います。

(事務局)

解説に書いていきたいと思います。

(委員長)

よろしくお願いします。

(委員)

子ども、若者、女性だけではなく、退職者の隠れたエネルギーを仲間に入れて欲しい。

(事務局)

どこまで載せるか、庁内検討会のなかでも障害者まで載せるべきじゃないかという意見があった。解説の部分に書いていくということでご理解いただければと思います。

(委員長)

確かにここは書きだしたらきりがいい部分ですね。

(委員)

障害者、退職者に加えて、現役世代が地域活動に参加することは重要だと思う。解説の部分に現役世代に訴えかける文言を入れたらどうか。

(事務局)

そうさせていただきます。

(委員長)

それでは第12条はいかがでしょうか。名前は仮称ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは13条はいかがでしょうか。

(委員)

この条例をつくる社会的背景、少子高齢化や人口減少を考えると、この条例だけではなくもう少しいろいろやらないといけないと思う。地域としては負担が増える気がする。それを考えた時に、この条例でいいのか。

(事務局)

協議会を作ったら解決するかといわれるとそうではありません。ただ、今まで取り組んできた地域活動は社会的な背景から負担になってきています。また人材の育成というところを今までやってきていなかったのも、将来的に地域づくりをできる体制を作っていきたいと思っています。5年後、10年後を見据えて条例ができたから終わりということではなく、引き続き考えていきたいと思っています。

(委員)

条例は条例ですが、市としての基本計画があると思います。その中に、人材育成の部分も出てくると思います。私の疑問は、委員会が今後どう開かれていくのかということ。必要な時に開くのか、年何回か開くのかで違うと思う。何

年ごとに見直すということも言ってもいいのかもしれない。

(事務局)

委員会の回数については不透明な部分があります。今後の検討課題です。それから見直しの時期についても、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

他にどうですか。

(委員)

第9条の解説が少ないと思います。私も自治会の役をやっていた時に、回覧板に入れる冊子をどうしたらいいか困ることがありました。ほとんど自治会長や副自治会長が全世帯分の配布を担ってまいりました。現役世代のことを考えると、自治会の当番や担当の仕事など、事業主に自治会活動に配慮しやすい解説を入れてもらえると仕事の配慮をしていただきやすくなるのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。解説の中でも自治会の活動を説明していき、産業部などとも連携して案内をしていければと思います。

(委員)

全体を見て自治会や地域づくり協議会という言葉がでてきましたが、自治会等に入っていない人の人材育成は課題になってくると思います。

(委員長)

確かに自治会に加入していない人たちも市民。そういった人たちを巻き込むのはなかなか難しいですが、いかがでしょうか。

(事務局)

今は8割の人が自治会に加入して頂いている。単身寮に入っている人などに自治会活動に参加してもらうのはなかなか難しいのが現状ですが、全国的に見れば磐田の自治会加入率は高い方になります。

(委員長)

他にもありましたら、事務局に連絡をしてください。

では、議事の(2)にうつります。

## ② 条例名について

**[事務局説明；資料5『条例名について』のとおり]**

(委員長)

みなさまからのご意見を伺えればと思います。

(委員)

できれば活動の輪が広がるような言葉を探してくれるといいなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。



	<p>(委員) 何文字以内でしょうか。</p> <p>(委員長) いろいろな条例を見てみると、長いものもあります。 事務局いかがでしょうか。</p> <p>(事務局) 制限はありません。</p> <p>(委員) 市民に公募するのもいいのではないのでしょうか。パブコメをやるときに、聞いてもいいのかなと思いました。</p> <p>(委員長) 市民から募るということですね。事務局どうでしょうか。</p> <p>(事務局) 検討したいと思います。</p> <p>(委員長) 今日聞かれてなかなか答えづらいかもしれません。</p> <p>(事務局) もしこの後でも思ったことがあれば、ご連絡いただければ幸いです。</p> <p>(委員長) ちょうど 17 時になりましたので、これで終了したいと思います。</p> <p>4 閉会</p> <p>(事務局) それでは、以上をもちまして第 3 回の条例策定検討委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
--	---